

《その他》

## わが国のハンセン病対策に人々はどうか関わったか

### — 皇室の慈善事業と宗教団体の視点から —

加賀谷 紀子<sup>1)</sup>

**要旨：**本研究の目的は、わが国のハンセン病対策に、皇室の慈善事業と宗教団体がどのように関わったかを明らかにすることである。

1931(昭和6)年、貞明皇后の寄付金により「癩予防協会」が設立され、貞明皇后逝去後の1952(昭和27)年には貞明皇后救癩事業募金の基金をもとに「藤楓協会」に引き継がれた。また、ハンセン病と関係のある真宗大谷派光明会は、宗教と財政面の関係で皇室と深く関わりがあった。

国のハンセン病対策は「絶対隔離で癩は撲滅できる」ことを国民に印象付け、大谷光明会や、皇室と関係があった日本 Mission To Lepers(以下日本 MTL と称す)は皇室の救癩活動と共に国の政策に其々の役割を担っていった。皇室は財政面での支援と「救済慰安」の名の下に慈善事業を進めていくが、やがて、強大な影響力を持つ医療者の「民族浄化」の考えが大谷光明会や日本 MTL の宗教団体に影響を与えていくことになる。皇室を含め其々の関わりは政治との関係において明らかになった。

**キーワード：**ハンセン病対策, 皇室, 民族浄化, 宗教団体

#### はじめに

1907(明治40)年、日本のハンセン病対策が最初に制定された法律「らい予防法に関する法律」明治40年法律第十一号(以下「癩予防ニ関スル件」と称す)は、浮浪癩患者の取り締まりから始まった。

1931(昭和6)年の「癩予防法」(「癩予防ニ関スル件」の一部改正)では、在宅患者を含む全患者を対象とする強制隔離対策となり、1996(平成8)年の「らい予防法」が廃止されるまで隔離政策は継続された。1923(大正12)年の国際らい会議(ストラスブルグ)では、日本の絶対隔離政策の非人道性を指摘され、1947(昭和22)年に治療薬が開発されてハンセン病は治る病気になったにもかかわらず、その後においても隔離政策は継続されハンセン病患者は偏見・差別の対象として強化徹底されていった(柴田隆行2006)。

医師の光田健輔<sup>注1)</sup>は、患者収容所を設置するため

の財源確保のため、ハンセン病患者の隔離収容の必要性を説き、法律「癩予防ニ関スル件」公布に深く関わった人物である。

光田の「癩根絶のための強制隔離」は、やがて「民族浄化」、「断種」へと発展しハンセン病対策は大きく変化していき(成田稔 2009, 山川 基他 2010)、ハンセン病対策に対する考え方は、ハンセン病医療機関や救癩事業に関わった宗教団体にまで大きく影響していった。

1996(平成8)年、「らい予防法」が廃止された時期を前後にハンセン病問題に関する論文、書籍等が多く紹介されるようになった。

片野真佐子(2003)、関谷貞三郎(1935)、大内郁(2008)は皇室とハンセン病、皇室と慈善事業、皇室と宗教との関係における論文を著している。また、ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書(以下、検証会議2007と称す)の中にもハンセン病と皇室の役割

1) 弘前学院大学看護学部

連絡先：加賀谷紀子 〒036-8231 弘前市稔町20-7

TEL：0172-31-7145, FAX：0172-31-7101, E-mail：kagaya@hirogaku-u.ac.jp

を表しているが、筆者は平安時代の光明皇后の伝説の基に隔離政策下の皇室の慈善事業すなわち救癩事業である財団法人「癩予防協会」と「藤楓協会」とおしでのハンセン病対策への関わりと、皇室と関係があった宗教団体「真宗大谷派光明会」とキリスト教団体「日本 MTL」を取り上げ、ハンセン病対策にどのように関わったかをまとめ考察した。

わが国のハンセン病対策を歴史的側面で捉えハンセン病対策と諸問題（ハンセン病問題）を考察することは、人権問題を含めた医療倫理を考える上でも意義があると考えられる。

### 研究目的・研究方法

本研究の目的：わが国のハンセン病対策に、皇室の慈善事業と宗教団体がどのように関わったかを明らかにすることである。

研究方法：歴史的研究である。ハンセン病の歴史に関する資料、論文、書籍、ハンセン病問題に関する検証会議報告書等を基にまとめた。

### 倫理的配慮

本研究はハンセン病に関する書籍、文献、雑誌論文等を基にまとめたものである。登場する個人や団体名等については書籍、文献、論文等で公表されているためそのまま表現した個所もある。

注) 病名・患者の表記には（資料・文献から）、それぞれの時代で使用された「癩」「らい」「ハンセン病」とし、患者の場合「癩者」「らい者」「ハンセン病患者」と表記した。敬称は省略した。

### 結果および考察

#### 1. 古代から近世における癩病と癩患者の置かれた立場—その変遷

ハンセン病は古くは白癩（シラタケ・シラハタケ）と呼ばれ恐ろしい病気として忌み嫌われていた。癩患者の病気が進行していく中で、醜悪な顔貌、四肢の変形をきたし合併症を伴うと悪臭を放ち、さらに四肢麻痺などの症状が現れるようになる。また、四肢麻痺によって地べたをはいまわり物乞いをするその姿に、人々からは天刑病や業病などと呼ばれ、また、非人、穢多ともいわれ最も低い身分として扱われていた。病

名も最近まで「癩病」「らい病」といわれ、今でも学名や法律名は Leprosy のままである。ラテン語の Repra に由来しているため日本では「レプラ」と呼称した時期もあった（大谷藤郎1996）。

このような病名の変遷にみられるように、古代から癩患者は差別の対象とされていた。特に仏教の「因果応報思想」<sup>注2)</sup>では、癩病は前世に犯した業罰による報い（天刑病、業病）であって、癩患者は卑しい者として扱われた。一方、仏教の影響により病者や貧者に対する慈善事業も盛んになり、癩患者は様々な扱いを受けることになる（坂本幸男他訳 1967）。

飛鳥時代、聖徳太子が進講した「法華経」には癩患者の病名を様々に呼称し卑しい者として記録されている。彼の父である第31代用明天皇は太子13歳の時に他界したが、父が仏教に帰依したことからその意思を受け継ぎ、法隆寺・四天王寺のほか、多くの寺院を建立し仏教保護に努めたとされる（杉田暉道他 2004）。

奈良時代の「元亨釈書」の中に、聖武天皇の妻である光明皇后が癩患者の手当てをしたところ、その癩患者は仏の化身であって、仏は阿闍如来（あしゅくによらい）であったという伝説はよく知られているが、光明皇后は貧者や病者に対し、大臣からの寄付や諸国の税金の一部で薬品等を購入し患者達に還元したとされている。この時代は皇后は国民に対し、仏教に対する厚い信仰心と慈悲深い仏教の庇護人として、また仏教救済事業をとおして皇后の「仁徳」を伝えている（杉田暉道他 2004）。

奈良・平安時代には、寺の中に悲田院・施薬院・不壊化身院などの医療施設に代わる施設が設けられた。また、行基（奈良時代）、叡尊や忍性（鎌倉時代）などの僧達が施療、救済に活躍した時代でもあった（棚原正智 1992）。

これらのことから「法華経」では、癩患者は身分の低い卑しい者として扱われていたが、光明皇后の仏教の信仰心と「仁徳」をもって癩患者や貧しい病者を受け入れ、救癩、救貧活動と併せて布教活動を盛んに行っていたことから、癩患者は古くから差別対象ではあったが、光明皇后や僧達の仏教の信仰心と慈悲深さを慈善事業をとおして、仏教の布教活動に一翼を担ったことは言うまでもない。このように古代から明治以前までは仏教の影響が強く表れていた時代であったと言える。

## 2. 近世以降から現代までの皇室とハンセン病との関わり—その変遷

明治初期、ヨーロッパでは1873(明治6)年にノルウエーの医学者、アルマウエル・ハンセン氏がらい菌を発見している。同時期の日本は、多数の「放浪癩者」が出はじめた頃であり、癩患者を放置している政府に対し、先進諸国より来日していた外国人から非難を受けることになる。そこで政府はハンセン病は国家の屈辱であるとし、1907(明治40)年に、らい予防法に関する法律「明治四十年法律第十一号(「癩予防法ニ関スル件」)」が公布され、ハンセン病患者の隔離政策が始まった(加賀谷紀子 2012)。

明治時代は、ハンセン病と仏教との関係は希薄になり、キリスト教との関係が強くなっていく時代であった。外国人によるキリスト教宣教師が多く活躍する中で、特に1895(明治28)年、女性宣教師のハンナ・リデルは路上の物乞いするハンセン病患者に対し、自らの全財産を処分し施設(回春病院)を建て救済事業に尽力している。リデルは大隈重信ら財政界人とも交流があり、のちの1953(昭和28)年、法律第58号「らい予防法」(「癩予防法ニ関スル件」)の3回目の改正)制定に影響を与えた一人と言われている(加藤澄江 2003)。

大正時代に入り大正天皇の皇后である貞明皇后は、1925(大正14)年に後藤静香(教育者、「希望社」設立)が主宰する教化団体希望社を介してハンセン病患者の処遇に関心を抱くことになる。このとき、「女官一同」の名で、金一封を後藤に贈っている。希望社は全生病院(現・国立療養所多磨全生園)への慰問や群馬県草津の鈴蘭園(現・国立療養所栗生楽泉園)への支援を行うなど、隔離を前提にした患者の「救済」を実践し、希望社が発行する『希望』は宮中の多くの女官にも読まれた(加藤義徳1980)。

1930(昭和5)年11月に、貞明皇后は当時の内相の申し出を受けて、「御手許金」24万8000円を内相と拓務相<sup>注3)</sup>に「下賜」している。このうち、20万円が財団法人癩予防協会(以下「癩予防協会」と称す)(後述)の基金に組み込まれ、残りは公私立療養所入所者への慰安等に使用された(関屋貞三郎 1935)。

貞明皇后が「御手許金」を下賜された件について次のような経緯がある。『当時の首相(原敬)が戦争の最中来訪した三浦梧楼(明治・大正期の陸軍軍人、政治家)に対し、「先帝の御時代とは全く異たる今日～

中略～統帥権云々を振廻すのは皇室の前途にとり危険である」と批判し～中略～「皇室は政事に直接御関係なく、慈善恩賞等の府たる事とならば安泰なり」と思ふて其方針を取りつゝある』と述べている(原敬 1965年)。大正天皇の病状が悪化しているなかで、ロシア革命や米騒動を経験した原は、「慈善恩賞等の府」としての皇室像こそが、皇室の安定につながると認識していたのである(検証会議 2007)。

1930(昭和5)年には、内務省による「癩根絶策」のもと、各都道府県ではハンセン病を無くするための「無癩県運動」が盛んになり、1931(昭和6)年に「癩予防法」が制定され絶対隔離政策が強硬なものとなっていった。これにより患者数の増加に伴い一層の入所施設が必要となった。財政面の関係で戦前・戦後のハンセン病隔離政策は、ますます官僚や政界との繋がりを深くもつことになっていった。さらに「皇室」の権威的介入もあり、ある種の国家への「包摂」に結びつきながら「絶対隔離政策」が支えられた(大内郁 2008)。

そして強大な権威をもった光田健輔により、ハンセン病隔離政策は「病者」を排除する民族優生を志向した「民族浄化」の思想が反映され、それまでの国民優生法(1940年制定)と異なり、1948(昭和23)年の「優生保護法」(現・母体保護法)では、ハンセン病患者に対する優生手術が公認のものとなっていった(加藤澄江 2003)。

また、戦前・戦中期のハンセン病隔離政策として、皇室の「下賜金」による「癩予防協会」は、絶対隔離政策を支持する世論作りのために貞明皇后が深く関わり設立されたものであった。戦後、ハンセン病患者による運動(人権問題)が盛んに行われた時代でもあり、これを阻止する狙いもあった(成田稔 2009, 山川 基他 2010)。ハンセン病医療のために出された皇后の「下賜金」のおよそ25万円の内、10万円が協会設立の基金とされている。「癩予防協会」は、1932年に皇后の誕生日である6月25日を「癩予防デー」と定め「癩撲滅」「絶対隔離推進」の世論喚起の取り組みを始め、皇室の慈愛つまり救済慰安が強調されていった(大内郁 2008)。

これらのことから、明治時代は外国人の宣教師による救済活動が盛んであったが、大正時代に入り、平安時代の光明皇后の「救癩伝説」からその精神は後々の皇室に受け継がれていき、貞明皇后による「癩予防協

会」の基金は、当時の政府にとってハンセン病隔離対策の財源確保に大いに助けられたであろうと推察する。

また、「癩予防協会」設立の背景には政府に対し財政面の協力のみならず、皇室に対しての国民の関心を「癩撲滅」や「絶対隔離」推進に向けられ何よりも世論喚起の目的があったことで、貞明皇后の関わりはこの世論形成に大きな役割を果たしたと言える。また、皇室における「慈善恩賞」の名の下にハンセン病対策は、当時政府が頭を悩ませていた患者運動を抑え、国民に「絶対隔離政策」の支持を得ることで政府と皇室の対面を整えることができたものとする。

片野真佐子(2003)は『皇室を慈善恩賞の府、とりわけ慈善の府となし、皇恩の広大さを目に見えるかたちで国民に知らしめるもっとも有効な事業は「救癩」事業にしほられ～中略～皇室と「救癩」の接点となったのが貞明皇后節子であり皇室の恩愛が大きく宣伝された』と結論づけているように、政府は奈良時代の光明皇后の偉業を前例に、皇后の立場と役割を国民に印象付けこれが功を奏したと思われる。

一方、強大な権威と影響力を持つ光田の存在は大きく、彼の「強制隔離」と「民族浄化」の考えがやがて宗教団体や救癩事業を行う団体などに大きく影響していくことになる。その背景の一つとして、日本は2つの戦争(日清、日露)に勝利したことで、西欧と肩を並べ文明国家として、強い国と優れた民族であることを証明しなければならなかった。それは戦争という時代背景の中に、絶対隔離政策と民族浄化を推し進めるためのハンセン病療養所の維持・拡大をしていく必要がある、そこに国が皇室に求めたものは、「癩撲滅」と「絶対隔離推進」の世論喚起と財源確保にあったと思われる。むしろ、皇室は自らの意図とは別に、その時代の政府も含めた有識者のものの考え方が先行し、時代に翻弄されていったものとする。

### 3. 「癩予防協会」設立から「藤楓協会」設立へ

皇室との関係を中心に1930年11月11日、網脇(網脇龍妙・つなわきりゅうみょう・僧侶で身延深敬みのべじんきょう病院を作り、ハンセン病患者を収容した)は療養所長らと共に大宮御所にて皇太后(貞明皇后)より「御奨励の御言葉」を受け、それ以来毎年2000円、1935年からは毎年2500円を受け取っており、その後も下賜金は皇太后の死去する1951年まで5年毎に増額さ

れ続いていた(片野真佐子 2003)。

1931(昭和6)年に、内務省の下、貞明皇后による下賜金を基に設立された「癩予防協会」(前述)の目的は癩の予防撲滅であり、そのための隔離政策に大きな役割を担うことになる。貞明皇后によって、隔離政策という国策と皇室の関係はより濃厚なものとなっていった。6月25日を「癩予防デー」と定め(前述)、この日を中心に癩予防週間が発足し以後毎年、講演会などで癩患者の『隔離の必要性』を訴えていった。また、事業の中に調査・研究等、癩予防の啓蒙、癩患家扶助などを定め、熱心に活動していくことになる(成田稔 2009)。癩予防協会の設立は、表向きは皇室の自発的協力があったとされているが、実際には内務省からの依頼によるものとされ、「癩予防協会」は、政府の癩行政についての補助機関としての役割を担っていたと言われる(加藤澄江 2003)。

光田は、大正皇后(貞明皇后)の業績に対し共に絶対隔離政策推進の役割を果たしたことを賛美しかつ自画自賛とも思える発言をしている。「患者たちにとりては、境遇上虐げられ、さいなまれた夜が明けたように有難く思うたことであろう」と述べ、「その声が療養所から叫ばれるとき、民衆は一日も早く病者を恩恵の楽天地に送ることを心がけるであろう」と記している(光田健輔 1958)。

貞明皇后の死去、1951(昭和26)年の当時の新聞記事には、「貞明皇后の葬儀のために服喪運動(募金運動)をはじめたところ、一つ十円の黒いりボンの喪章を道行く人に呼びかけ、その収益を、貞明皇后遺徳をしのぶ癩療養所と、～中略～寄附しようという趣旨……」と紹介している(朝日新聞 1951)。この頃厚生省もまた、財界と国民による寄付、2億円を目標額として挙げているが、貞明皇后の「救癩」事業への献身は、その死に際しても強調されることになる。ここに貞明皇后の「御遺金を救癩事業へ」の運動が起こり、遺金を基金とし新たな「救癩団体」設立へとすすめられ、翌年の1952(昭和27)年に「癩予防協会」は高松宮宣仁を総裁とする「藤楓協会」の名称で受け継がれていくことになる(藤楓協会は平成15年3月31日に解散し、ふれあい福祉協会となり現在に至っている)。1951(昭和26)年は全国らい患者協議会(全患協)結成の年であった。政府の癩予防法改正の兆しがあったが、1953(昭和28)年「らい予防法(新法)」が公布され全患協の期待もむなしく患者の隔離政策は以後も継続されて

いった（加藤澄江 2003）。

このことから1950年代は「癩予防法」改正を巡る論議が高まっていた時期であったが、貞明皇后の遺金を「癩予防協会」から、高松宮宣仁を総裁とする「藤楓協会」への設立に役立てたことは、ハンセン病患者の国に対する反発心を和らげるための計画的でかつ自然的流れに沿ったものであったと考えざるを得ない。

こうして、政府の国をあげての隔離政策を完遂するための予算獲得に、皇室の救済慰安と支援に頼らざるを得ない状況にあったとは言え、皇室の行為が患者運動の抑制につながったことは、政府の思惑どおりであり、藤楓協会の目的は政治的目的そのものであったと推測できる。

#### 4. ハンセン病対策に関連した皇室と関係のある宗教団体

##### 1) 宗教団体「真宗大谷派光明会」について

1931（昭和6）年に設立された大谷派光明会は、癩予防と救済慰安を目的としており、相談役に渋沢栄一、光田健輔が名を連ねている。政府は（平安時代の光明皇后の例を引き合いに）皇室に財源を求め、さらに皇室の「皇恩」「仁慈」「慈愛」を持って、皇室像を作り上げ、絶対隔離政策を支持するための国民への世論作りにつなげた。このように、官民一体となって「癩根絶」と「無癩県運動」に進んでいくことになり、ハンセン病対策は、ますます官僚や政界とのつながりを深めていくことになる。（片野真佐子 2003）。

光明会総裁は昭和天皇の後である良子の妹、大谷智子である。大谷派光明会は、正しい知識を与え、癩を根絶し、患者を慰安していくことに加え、教団内の世論喚起の目的を持っている。大谷光明会は、「癩絶滅」運動に強い信念と国に対する使命感を持ち、小冊子やポスターには大谷派光明会が担った世論喚起すなわち絶対隔離政策の必要性を訴え、療養所は楽園と説きつつ、入所したものにはその場を終生の場所としていくことを説いた（検証会議 2007）。

大谷派光明会と関係があった医師で僧であった小笠原登は、国策としての隔離政策に異を唱えていた一人で「癩は不治でない、強制収容する必要がない」と説き、かつて大阪大学皮膚科で、癩患者の治療を外来で行っていた。ところが、大谷派光明会は、彼の主張を無視し光田健輔らの意見に追従していくことになる（大谷藤郎 1996）。後に、2001（平成13）年のハンセン病国

家賠償訴訟の勝訴を受けて、大谷派光明会から「積極的に救済に当たらなかったこと、国の政策に加担したこと、無癩県運動に対する自己批判など」を理由に、反省の意を籠めた見解・声明が出された（「ハンセン病に関わる真宗大谷派の謝罪声明文」より—1997年）。

##### 2) 日本MTL（Mission To Lepers）について

1874年、アイルランド人ウェルズリ・ベイリーがインドにおけるハンセン病への福音協会「The Mission to Lepers in India」としてMTLを創設した。

日本MTLは、1925年 安井哲子、賀川豊彦、斎藤惣一、光田健輔を发起人としたキリスト教団体である。伝道、宣伝、慰問、ハンセン病医療への寄付等を目的としているが、教団活動として隔離事業の完成を目指し、積極的に無癩県運動への参加をした（武田徹 2005）。1942（昭和17）年「日本救癩協会」と改称。その後幾つかの改称があり1969（昭和44）年には「社団法人日本キリスト教救癩協会」（JLM）としている。もともとハンセン病患者とその家族を支援するキリスト教団体であったが、同時に国の強制隔離政策を是とし、皇室の恩寵策と強調して啓発活動をおこなった（平田勝政 2009）。

中心的人物である香川豊彦は講演で「日本における救癩事業において、私は政府のとった施策が非常に立派なものであると考えて居り～中略～募金計画に依って政府と民間とが一体になって癩の根絶を計ろうとすることに賛意を表する」と述べ、教団と共に無癩県運動促進に積極的に関わった（大谷藤郎 1996）。後に無癩県運動を行ったことに対し謝罪をしている（ハンセン病問題事実検証調査事業 第23回検証会議・第16回検討会 合同会議において 2004.10月）。

これらのことから宗教団体に対しても光田の影響力は大きく、その影響を受けた真宗大谷派光明会や日本MTLは政府の施策に賛同し無癩県運動を推し進めたが、権威ある強い者の考えに追従していく政府の体質が「強制隔離」と「民族浄化」という一つの思想へ走らせたとも言える。さらに戦争という時代背景が、政府・国民全体による患者への「強制隔離」へと掻き立てていったものと推測する。

## 結 論

### 1. 皇室はハンセン病隔離対策として政府への財政面

の支援と、皇室の「救済慰安」の名の下に、政府を悩ませていた患者運動を抑え、「絶対隔離政策」の国民への世論形成に大きな役割を担った。

2. 皇室（貞明皇后）の癩予防協会および藤楓協会の慈善事業は、政府の政治的目的が色濃く反映され、ハンセン病対策としての皇室との関係は、皇室の自らの意図とは別にその時代の政府も含めた有識者のものの考え方が先行し、時代に翻弄されていった。
3. 日本が文明国家を急ぐあまり浮浪癩者を国家の屈辱とし、癩根絶や無癩県運動を推し進めていった政府の考え方に賛同していった宗教団体は「民族浄化」にも傾倒し、皇室同様権威に追従していく政府の体質そのものに強く影響を受けた。

## おわりに

皇室を中心とした慈善事業と皇室と関係のあった宗教団体が、ハンセン病対策にどのように関わったかをまとめた。

荒井英子（1996）は『近代日本の「救癩事業」は国家の対面、国家総力戦に備える軍事的必要を第一に考えられてきた。キリスト教「救癩事業」もそのような国策を補完すべく、皇室の「御仁慈」とキリスト教の愛の精神とを融合させながら「祖国浄化」を自らの使命と信じ啓蒙活動を展開していった』としている。このように、皇室の慈善事業と宗教団体が役割を担うことで「絶対隔離政策」が支えられていたことも確かであろう。

しかしながら、歴史的に日本の医療・福祉関係の施設・団体に多くの皇室が関わっている。日本赤十字社をはじめ、多くの皇族が名誉総裁などの地位を占め、それぞれの役割を担ってきた。特に戦後のハンセン病施設訪問にみる皇室とハンセン病患者との関係は多くの国民の関心と理解に至っている。

こうして、皇室のハンセン病患者に対する「御仁慈」は、平安時代の光明皇后の精神そのものが現代に脈々と受け継がれていると感じている。

注<sup>1</sup> 光田健輔（1876-1964）病理学者・皮膚科医師で「日本の救癩の父」といわれ、ハンセン病患者の救癩事業に積極的に取り組んだ業績が認められ、文化勲章や幾つかの賞を受賞している。一方、ハンセン病患者に対する断種（ワゼクトミー）は国際的に非難された。

注<sup>2</sup> 「因果応報思想」とは人間は生まれるまえの過去（前世）の因果によって現世での身分・階級・身体等の差別が

決定される。現世での悪業も結果として同じ差別の現報を蒙ることになる。

注<sup>3</sup> 拓務省（たくむしょう）は、1929年（昭和4年）から1942年（昭和17年）にかけて日本に存在した省で、外地と言われた日本の植民地の統治事務・監督のほか、南満州鉄道・東洋拓殖の業務監督、海外移民事務を担当。

## 引用文献

- 1) 朝日新聞 1951年6月20日。
- 2) 荒井英子（1996）ハンセン病とキリスト教，岩波書店，46。
- 3) 原 敬（1965）原敬日記5巻，福村出版社，39。
- 4) 平田勝政（2009）日本MTL（復刻版），近現代日本ハンセン病問題資料集成 補巻16-19。
- 5) 加賀谷紀子（2012）わが国のハンセン病隔離対策はなぜ生まれたのか－法律「癩予防ニ関スル件」成立まで，弘前学院大学地域文化総合研究所，地域学，十巻，60-70。
- 6) 片野真佐子（2003）皇后の近代，講談社，166-168。
- 7) 加藤澄江（2003）「モノ」が語りかけるハンセン病問題，昭和女子大学光葉博物館，48-55。
- 8) 加藤義徳（1980）後藤静香と救癩運動，『JLM』571号，11。
- 9) 検証会議（2007）ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書（上・下）財団法人日弁運法務研究財団ハンセン病問題に関する検編，明石書，144-145，202-205，212-213。
- 10) 光田健輔（1958）「愛生園日記一ライとたたかった六十年の記録一」，毎日新聞社，5月。
- 11) 成田 稔（2009）日本のらい対策から何を学ぶか，明石書店，47-48，402-405。
- 12) 大内 郁（2008）戦中期の「皇恩」とハンセン病者の文芸一序説，千葉大学人文社会科学科研究プロジェクト報告書，第156集「身体・文化・政治」，15-18。
- 13) 大谷藤郎（1996）らい予防法廃止の歴史，勁草書房，11。
- 14) 坂本幸男・岩本 裕訳（1967）「法華経・下」，岩波文庫，334。
- 15) 柴田隆行（2006）ハンセン病療養所の森，東洋大学社会学部紀要，第44-1号，39。
- 16) 杉田暉道他（2004）系統看護学講座，看護歴史，医学書院，49。
- 17) 関屋貞三郎（1935）皇太后陛下の御仁慈と癩予防事業，癩予防協会，33。
- 18) 武田 徹（2005）隔離という病い，中央公論新社，46-48。
- 19) 棚原正智（1992）真宗（仏教）とハンセン病差別問題について，同和教育論究二十三号，12。
- 20) 山川 基（2010）日本のハンセン病強制隔離政策と光田健輔，就実論叢，145-168。

# HOW THE JAPANESE PEOPLE HAVE DEALT WITH TAKING MEASURES AGAINST HANSEN'S DISEASE IN JAPAN

## — FROM THE PERSPECTIVE OF THE CHARITY WORK OF THE JAPANESE ROYAL FAMILY AND SOME RELIGIOUS GROUPS —

Noriko KAGAYA<sup>1)</sup>

**Abstract:** The purpose of this study is to examine how some religious groups and the Japanese royal family have dealt with taking measures against Hansen's disease in Japan. The Japanese royal family's involvement in taking measures against Hansen's disease began with Empress Koumyo's work to save Hansen's disease patients during the Heian Period (A.D.794-1185). In 1931 (Showa Period 6<sup>th</sup> year), the Association of Prevention of Hansen's Disease was established by the donation of Empress Teimei by her relief fund charity work for saving Hansen's patients. After her death in 1952 (Showa Period 27<sup>th</sup> year), the Association changed its name to the Toufu Association, and the Buddhist religious group called the Shinshu Otani denomination Koumyoukai, which had been dealing with the problem of Hansen's disease in religious terms, also helped with funds. Because their president was the sister of Showa Emperor Hirohito's Empress, they had a deep relationship with the Japanese royal family.

The Japanese government's measurement against Hansen's disease was to convince Japanese citizens that Hansen's disease could be eradicated by quarantining the patients. Koumyoukai and the Christian charity group, MTL, (Mission To Lepers) which also had connections with the royal family, cooperated with the government in educating the Japanese citizens of quarantining. The royal family initiated charity work under the name of *kyusaiian* (Relief and Comfort) as they financially supported the other group's charity work. Later, a rightest medical doctor of good reputation and influential power penetrated into Koumyoukai and MTL with the philosophy of Ethnic Purification of *Minzokujouka*. The involvement of the religious groups and the royal family in the movement of ethnic purification influenced by the government became public knowledge.

**Key words** : Measurements against Hansen's disease, the Japanese Royal Family, Ethnic Purification, Religious groups.

---

1) FACULTY OF NURSING HIROSAKI GAKUIN UNIVERSITY  
20-7 Minori-cho, Hirosaki, Aomori 036-8231 Japan  
TEL : 0172-31-7145, FAX : 0172-31-7101, E-mail : kagaya@hirogaku-u.ac.jp